

# 介護に関する制度のご紹介

介護保険サービスを利用する低所得の方の負担を軽減する制度です

問い合わせ／金屋庁舎長寿支援課 介護保険班

## 【介護保険負担限度額】

介護保険の施設サービス（入所）や短期入所サービスを利用された場合、低所得の方は、申請により居住費や食費について下記の表の負担上限額までの自己負担となります。

	区 分	居住費（滞在費）の上限額			食費の上限額
		ユニット型 個室	ユニット型 準個室 従来型個室	多床室	
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金の受給者 生活保護の受給者	820円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	820円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、第2段階に該当しない人	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

※（ ）内は、特別養護老人ホームに入所または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の金額になります。

負担の軽減を受けるためには、役場介護保険班に申請し、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。この認定証の有効期限は、原則申請月の初日（1日）から、7月末までになります。

現在、この認定証をお持ちの方は、7月末で期限が切れるため、介護保険班より申請案内を送付します。忘れずに申請してください。

## 【社会福祉法人などによる生活困難者の利用者負担軽減】

社会福祉法人が、特に生計が困難な利用者に対して、介護サービスを利用した利用者負担の1割分と食費、居住費（滞在費）の利用者負担の軽減を実施します。

この軽減を受けるためには、役場介護保険班に申請し（軽減の対象となる所得などの条件があります）、社会福祉法人などに提示するための「確認証」の交付を受ける必要があります。

（※注意）今年度から制度が改正されます。（平成27年8月施行）

各認定証を発行する基準として、配偶者（事実婚を含む）の所得や、本人および配偶者の資産状況（預貯金など）を勘案することになりました。

申請時、本人および配偶者の資産状況などを記入、通帳のコピーなどが必要となります。

また、虚偽の申告により不正に認定証の交付を受け、保険給付を受けた場合、給付額の返還および加算金が課せられることがあります。